

第十八号議案

江戸川区立熟年ふれあいセンター条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立熟年ふれあいセンター条例を廃止する条例
江戸川区立熟年ふれあいセンター条例（平成十一年十月江戸川区条例第三十五号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立熟年ふれあいセンターを廃止する必要があるので、本案を提出いたします。